

告 示

埼玉県告示第二百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
秩父公園橋ショッピングセンター

埼玉県秩父市中村町四丁目二千六百二十二一一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社プラザクリエイト 代表取締役 大島康広

東京都千代田区五番町一番地

株式会社ホームピック 代表取締役 石川靖男

東京都足立区東保木間一丁目十六番二十二号

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

株式会社Olympic 代表取締役 金澤良樹

東京都国分寺市本町四一十二一

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本清雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

二 届出年月日

平成二十九年二月二十一日

二 縦覧期間

平成二十九年三月三日から平成二十九年七月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月三日から平成二十九年七月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課